

小委員会交渉議事録

- 1 日 時：令和6年1月9日（火）午後0時45分～0時55分
- 2 場 所：電話にて
- 3 議 題：令和6年能登半島地震における36協定の変更及び労働基準法第33条の適用について
- 4 出席者：局 側：担当係長
組合側：書記長
- 5 内容
(局)

それでは、ただ今から令和6年能登半島地震における36協定の変更及び労働基準法第33条の適用についての交渉を始める。

当局では、令和6年1月1日夕方に発生した能登半島地震を受け、発災当日より、総務課において日本水道協会との連絡調整及び報道発表のための情報収集、危機管理担当においては支援隊派遣にかかる調整のため、急遽の出勤やリモートワークにより対応してきた。

発災翌日については、3日より支援隊を派遣することに伴う調整業務に従事し、派遣当日の出発前後においても情報収集及び今後の対応方針の検討、日本水道協会との調整、報道発表にかかる政策企画室等調整など複数名が関係業務に従事した。

これらの調整は、休日対応となったことから、36協定における労働させることができる法定休日の日数である2日を超え、また労働させることができる法定休日における上限時間である13時間30分を超え、結果として締結中の36協定に抵触することとなった。しかしながら、今回の災害関連の業務については、労働基準法第33条第2項に規定する災害その他避けることのできない事由によって、臨時的必要がある場合に該当すると考えるため、適用を届け出ることとする。

併せて今後の支援隊の派遣見込みや、どの所属から支援隊を派遣するかなどについては未定のため、全所属の36協定について月及び年間上限の変更をお願いしたい。

上限時間の考え方については、1次隊において支援業務として時間外勤務に従事している実績から、1日6時間に派遣日数8日に乗じた時間48時間を想定し、36

協定で定める延長することができる1か月あたりの上限時間を従来の45時間に50時間を上乗せした95時間とする特別条項の締結を提案する。なお、特別条項ですでに年間上限時間を変更している場合には、変更後の時間に50時間を上乗せすることとする。

つきましては、1月から3月について、延長することができる上限時間を月95時間とするとともに、一年間に延長することができる時間を410時間とする特別条項付きの協定の締結をお願いしたい。

なお、超過勤務の命令に当たっては、当該職員の健康状態にも十分配慮してまいるので、ご理解のほどよろしく願います。

(組合)

今回の災害で、職員がそれにかかる業務に従事したことで、労働させることができる法定休日の日数及び労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻を超えたことについてはやむを得ないことであると考えことから33条の届け出をすることは理解する。しかしながら33条を適用することで震災以外の業務で超過勤務を際限なくさせることができるという状況にならないかを危惧するところである。

(局)

33条については1月1日から3日の限定とし、その期間に従事した人数のみを届け出ることとする。

(組合)

今後の派遣する人員の協定に際し、派遣の規模や時期などについても見通しが立たない状態であること、その都度協定締結変更手続きするといったことは現実的でないことから全職員の特別条項付きの協定の締結を確認させていただくが、くれぐれも職員の健康状態に配慮するとともに適切なマネジメントを行っていただくよう申し送っておく。

(局)

上限時間を変更した 36 協定について、確認いただき感謝申し上げます。それでは、所定の事務手続きを行った後、労働基準監督署へ届け出たいと考えているので、よろしく願います。

これで、令和 6 年能登半島地震における 36 協定の変更及び 3 3 条の適用についての交渉を終了する。